

平成 20 年 10 月 15 日

各 部 局 長 殿

統括管理責任者

西 尾 章治郎

競争的資金等の使用に当たっての誓約書の取扱いについて

標記のことについて、国立大学法人大阪大学における競争的資金等（注 1）の取扱いに関する規程(平成 19 年 11 月 1 日施行)第 11 条で、「研究代表者等（注 2）は、別に定める様式により不正使用を行わない旨の誓約書を総長あてに提出するものとする。」としておりますが、今般、別紙のとおり様式を定めましたので通知します。

本学では、平成 20 年度科学研究費補助金の研究代表者においては、文部科学省・日本学術振興会機関使用ルールにより交付申請時に確認書を、また、研究分担者においても、計画調書提出時に確認書と同趣旨の内容が記載されている研究分担者承諾書を既に提出していただいているところであります。

つきましては、貴部局において上記の科学研究費補助金で、他機関の研究代表者の研究分担者となっている研究者及び上記以外の競争的資金等に係る補助金の交付や委託費を受けた研究代表者等について、速やかに別紙誓約書を徴収していただきたく、関係者への周知及び取り纏めについて、よろしくお取り計らい願います。

なお、本取扱いに関する疑義については、下記まで問い合わせいただきますよう、併せてお願いいたします。

（注 1）競争的資金等とは、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）の別紙並びに科学研究費補助金取扱規程第 4 条第 2 項の特定給付金等を定める件(平成 16 年 8 月 24 日文部科学大臣決定)第 1 条第 1 項及び第 2 項の各号に掲げるものをいう。

（注 2）研究代表者等とは、競争的資金等の交付等を受けた代表者及び分担金の配分を受けた分担者をいう。

問い合わせ先

不正使用防止計画推進室 林、中井

TEL 06-6879-4340 内 9540